

法人市民税の超過課税について

1 法人市民税の超過税率を制限まで引き上げた場合の増収試算額について

(1) 法人税割

現在の対象法人に係る税率を8.4%とした場合：

令和4年度決算ベース…6.2億円増

令和6年度予算ベース…5.9億円増

(2) 均等割

資本金10億円超の法人に係る税率を1.2倍とした場合：

令和4年度決算ベース…3.9億円増

令和6年度予算ベース…4.0億円増

2 京都府内自治体における法人市民税超過課税の適用状況について

(1) 法人税割

京都市を除く25市町村が制限税率を適用している(うち向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町以外は全法人について制限税率を適用)。

なお、京都府は本市と同区分の対象法人に対して税率1.8%で課税(標準税率1.0%、制限税率2.0%)。

(2) 均等割

京都市、南丹市、京丹波町を除く23市町村が制限税率を適用している(いずれも全法人について適用)。

なお、京都府は本市同様に標準税率を適用。